

令和元年 8 月 22 日

各 位

岡山労働局需給調整事業室長

「改正労働者派遣法(同一労働同一賃金)説明会」の開催について（ご案内）

労働者派遣事業の運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立、施行に伴い「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

改正労働者派遣法においては、「不合理な待遇差をなくすための規定の整備」、「派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化」、「裁判外紛争解決手続（行政ADR）」等、従来の制度から大きく改正されることとなります。

つきましては、改正法への対応についてご理解を深めていただくため、下記日程により説明会を県内 3 会場で開催することといたしましたので、業務ご多忙中のこととは存じますが、参加についてご検討くださいますようお願いいたします。

なお、参加確認のため、別紙「説明会参加票」をご記入の上、当日、会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。（事前申し込みは不要です。）

## 記

### 1 開催日時・場所

- ① 令和元年 10 月 10 日(木) 14:00～16:00 受付 13:30～  
倉敷市芸文館 ホール 定員 800 名  
倉敷市中央 1-18-1
- ② 令和元年 10 月 18 日(金) 13:30～15:30 受付 13:00～  
津山圏域雇用労働センター 大ホール 定員 200 名  
津山市山下 92-1
- ③ 令和元年 10 月 29 日(火) 14:00～16:00 受付 13:30～  
おかやま未来ホール 定員 600 名  
岡山市北区下石井 1 丁目 2 番 1 号

## 2 その他

- ・事前申込は受け付けておりません。貴社のご都合により、どの会場でも参加自由としております。
- ・1社何人でも参加いただけます。
- ・会場につきましては、ある程度余裕をもって設定しておりますが、定員に達した場合等ご遠慮いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・駐車場は確保しておりませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しくださいますようお願いいたします。

☆ 今回の説明会は、派遣元事業所のみならず、派遣先事業所においても大きな影響があるものと思われるため、派遣先事業所からの参加も想定しております。是非、派遣先事業所の担当の方にも周知いただき、一人でも多くの参加についてご協力をお願いします。

説明会についてのお問い合わせ等につきましては、

岡山労働局 需給調整事業室

岡山市北区下石井1-4-1

TEL 086-801-5110 までご連絡ください。